

福岡県公報

平成22年1月27日
第3066号

目次

告示(第117号-第148号)

飯塚市と小竹町の境界変更に伴う鞍手郡、飯塚市及び小竹町の人口 (市町村支援課)	2
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課)	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課)	3
都市計画事業の認可 (公園街路課)	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課)	4
生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課)	5
生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課)	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	8
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	9
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	10
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	10

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
 (森林保全課)10

換地を定めない土地の指定
 (農村整備課)11

特定非営利活動法人設立の認証申請
 (社会活動推進課)11

公 告

地域森林計画の公表
 (森林保全課)11

地域森林計画の変更の公表
 (森林保全課)11

選挙管理委員会

糸島市設置後最初の市長選挙に係る開票区の設定
 (市町村支援課)12

雑 報

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見
 募集 (社会活動推進課)12

正 誤

道路の区域の変更(平成22年1月福岡県告示第42号) 中正誤15

道路の区域の変更(平成22年1月福岡県告示第43号) 中正誤15

道路の区域の変更(平成22年1月福岡県告示第45号) 中正誤15

道路の区域の変更(平成22年1月福岡県告示第52号) 中正誤15

再掲(平成22年1月13日福岡県公報第3060号) 中正誤15

告 示

福岡県告示第117号

平成21年12月16日から飯塚市と小竹町の境界が変更されたことに伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条第1項の規定により鞍手郡の人口を、同令第177条第1項の規定により飯塚市及び小竹町の人口を次のとおり告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

鞍手郡	27,450人
飯塚市	133,364人
小竹町	9,246人

福岡県告示第118号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免2丁目158-1及び158-3から158-11まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市筒井3丁目11番8号
藤野 壽雄

福岡県告示第119号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成22年1月13日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 トリアス久山イーストゾーン(1)
(2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前

変 更 後

中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 田辺 和夫

中央三井信託銀行株式会社
支配人 杉本 公仁

福岡県告示第120号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成22年1月13日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 トリアス久山イーストゾーン（2）
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1088番地 - 1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
中央三井信託銀行株式会社 取締役社長 田辺 和夫	中央三井信託銀行株式会社 支配人 杉本 公仁

福岡県告示第121号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成22年1月13日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ナフコ TWO - ONE STYLE トリアス久山店
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1201 - 1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並び法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
中央三井信託銀行株式会社 取締役社長 田辺 和夫	中央三井信託銀行株式会社 支配人 杉本 公仁

福岡県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 都市計画事業の種類及び名称
小郡都市計画道路事業3・4・6号本郷基山線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県久留米県土整備事務所 久留米市新合川1丁目7番27号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 平成15年10月31日
至 平成26年3月31日

福岡県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画公園事業3・3・71号前田中央公園

3 事業施行期間

平成22年1月27日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市八幡東区桃園一丁目地内

(2) 使用の部分

北九州市八幡東区桃園一丁目地内

福岡県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年1月福岡県告示第99号福岡都市計画道路3・4・118号下大利南ヶ丘線及び3・5・204号下大利駅西線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成14年6月19日から平成25年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生歯39	増田崇信歯科クリニック	糟屋郡志免町田富4丁目2-1	21・12・24
筑紫生歯62	さきもと歯科クリニック	筑紫野市大字俗明院166番地の3	22・1・9
糸島地生薬1	ゆうゆう薬局 二丈店	糸島市二丈深江1783-1	21・12・1
う生薬27	サンアイ調剤薬局 吉井店	うきは市吉井町21-5	21・11・1
豊生薬26	小倉セントラル薬局 豊前店	豊前市大字八屋1309-1	22・1・1
飯生訪8	医療法人康和会いずみのさわ在宅ケアセンター訪問看護事業所	飯塚市勢田1806-1	17・6・6

福岡県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
朝倉生32	甘木朝倉医師会病院	朝倉市三奈木字道島2466 - 1	21・11・29
小生歯36	さくら歯科	小郡市三沢4847 - 15	21・11・30

福岡県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
京生85	特定・特別医療法人陽明会 小波瀬病院	社会医療法人陽明会 小波瀬病院	京都府苅田町大字新津字池ノ下1598	21・12・1
京生108	特定・特別医療法人陽明会 御所病院	社会医療法人陽明会 御所病院	京都府みやこ町勝山松田1133	21・12・1

飯生歯37	林田歯科医院	はやしだ歯科医院	飯塚市片島2丁目19 - 8	21・5・7
京生歯83	特定・特別医療法人陽明会 御所病院（歯科）	社会医療法人陽明会 御所病院（歯科）	京都府みやこ町勝山松田1133	21・12・1
粕生薬132	合資会社 喜久屋薬局 長者原店	株式会社 喜久屋薬局 長者原店	糟屋郡粕屋町大字長者原380 - 1	21・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生309	亀山クリニック	糟屋郡志免町大字別府58	糟屋郡志免町大字別府2 - 2 - 1	21・12・1
像生127	上野循環器科・内科医院	宗像市須恵1丁目16 - 22	宗像市須恵1丁目16 - 19	21・12・1
粕生薬83	株式会社タカラ薬局新宮駅前	糟屋郡新宮町大字下府字古川1621 - 60	糟屋郡新宮町美咲2丁目11 - 6	16・11・20
像生薬31	まんまる薬局（東郷調剤センター店）	宗像市田熊4丁目3 - 29	宗像市田熊4丁目2番5号Rビル1F	21・11・30
遠生薬50	さくら薬局水巻店	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目15 - 46	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目14 - 52	21・11・30

福岡県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
嘉麻生マ28	竹村 悟 (シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑2539 - 2 番地	21・9・1
飯生マ37	江良眞砂男 (健康マッサージやすらぎ)	飯塚市柏の森671 - 13	21・12・1
大生柔57	常田健次 (おおむたシャキットステーション整骨院)	大牟田市久保田町1丁目4番地	22・1・4

福岡県告示第129号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大生柔55	丸野孝興 (おおむたシャキットステーション整骨院)	大牟田市久保田町1丁目4番地	21・12・31

福岡県告示第130号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示 (重要流域 (平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)) に係るものに限る。で定めるところによる。

平成元年7月29日農林水産省告示第961号 (1及び4から6に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第131号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年8月2日農林水産省告示第979号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第132号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年1月14日農林水産省告示第86号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第133号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年1月13日農林水産省告示第67号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第134号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年8月21日農林水産省告示第1524号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び立花町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第135号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年12月13日農林水産省告示第1977号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第136号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年12月15日農林水産省告示第2000号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第137号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年2月26日農林水産省告示第220号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第138号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年7月17日農林水産省告示第951号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第139号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年7月17日農林水産省告示第954号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第140号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年7月17日農林水産省告示第972号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに宮若市役所及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第141号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年7月24日農林水産省告示第1042号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び立花町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第142号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年8月27日農林水産省告示第1207号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第143号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年8月27日農林水産省告示第1208号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに飯塚市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第144号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年11月29日農林水産省告示第1585号（1及び4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第145号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年12月4日農林水産省告示第1603号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第146号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年2月18日農林水産省告示第142号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業山川地区西潟・屋敷換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
みやま市	山川町立山	西潟	850 - 1	田	1398のうち1036

福岡県告示第148号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成22年1月12日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人学び相談サポートセンター

- 代表者の氏名
渡邊 治行
- 主たる事務所の所在地
福岡県朝倉市牛木59番地1
- 定款に記載された目的

この法人は、児童・生徒のいじめ、不登校や高校中退等の課題に対し、教育相談によるサポートセンターに関する事業を行うことによって、正常な学習活動が維持され、健全な学校生活を送ることが出来るようにすることを目的とする。

公 告

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成21年12月28日付けで地域森林計画をたてたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 森林計画区の名称
福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円）
- 縦覧場所
福岡県農林水産部森林保全課及び福岡県福岡農林事務所
- 縦覧期間
平成22年1月27日から
- 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果
意見なし

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成21年12月28日付けで地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する

平成22年1月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 森林計画区の名称

- (1) 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）
- (2) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小都市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡及び八女郡の各一円）

2 縦覧場所

- (1) 遠賀川地域森林計画の変更計画
福岡県農林水産部森林保全課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所
- (2) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画
福岡県農林水産部森林保全課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所

3 縦覧期間

平成22年1月27日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法第18条第2項の規定により、糸島市設置後最初の市長選挙に限り、次とおり市の区域を分けて開票区を設けるものとする。

平成22年1月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

開票区名		区 域
糸島市	前原開票区	第1投票区、第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区及び第16投票区の区域
	二丈開票区	第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区及び第23投票区の区域
	志摩開票区	第24投票区、第25投票区、第26投票区、第27投票区、第28投票区、第29投票区、第30投票区、第31投票区及び第32投票区の区域

雑 報

第4期福岡県生涯学習審議会公告

第4期福岡県生涯学習審議会の提言案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第2項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成22年1月27日

第4期福岡県生涯学習審議会

会 長 下 村 輝 夫

1 意見募集の対象となる事案

第4期福岡県生涯学習審議会提言案

2 事案の要旨

生涯学習の現状

社会的要請

1 新成長産業の振興等に取り組む福岡県

2 大きく変化する社会情勢

(1) 少子高齢化の進行

(2) 科学技術の高度化、高度情報化及びグローバル化の進展

(3) ライフスタイルや価値観の多様化

(4) 多様化する雇用形態

生涯学習を取り巻く課題

1 世代別の生涯学習の課題

- (1) 高齢者世代
- (2) 現役世代
- (3) 学校教育世代

生涯学習の振興方針

1 振興方針

世代別の生涯学習の振興方策

1 高齢者世代の振興方策

- (1) 高齢者の生きがいとなる生涯学習

高齢者が参加しやすい生涯学習の仕組みづくり

学んだ成果等を発揮できる機会の充実

2 現役世代の振興方策

- (1) 職業能力の開発につながる生涯学習の環境づくり

県の取組

国及び国の関係団体の取組

経済団体や民間教育事業者等の取組

大学等高等教育機関の取組

- (2) 地域活動につながる生涯学習の環境づくり

人材育成研修実施機関との連携

人材育成につながる実践学習

3 学校教育世代の振興方策

4 世代共通の振興方策

- (1) 学習拠点機能の活用

学習拠点としての大学等の活用

公的施設の活用

まちの機能を活用した自主的な取組の促進

多様な機関と連携した学習情報等の一元的な提供

1 多様な機関と連携した情報提供システムづくり

2 職業能力の開発等につながる生涯学習の普及啓発

- (1) 企業や経済団体等が実施する生涯学習情報等の掘り起こし
- (2) 県民への生涯学習の普及啓発

3 事案の閲覧場所等

- ・県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階）
- ・北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
- ・筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- ・筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- ・京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- ・福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見書の提出期間

県公報の登載の日から平成22年2月9日まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県新社会推進部社会活動推進課生涯学習室

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3384

（電子メール）gakushu@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ）092-643-3374

様式

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入状の注意

- 1 「意見」及び「理由」をできるだけ本用紙1枚に納めてください。
- 2 意見は日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・1・8	3059	告 示	42	5			後から 12		関係県土整備事務所	関係土木事務所
			43	5			4		関係県土整備事務所	関係土木事務所
			45	6			6		関係県土整備事務所	関係土木事務所
22・1・13	3060	告 示	52	5			後から 10		関係県土整備事務所	関係土木事務所
		再 掲		28			後から 6		福岡県告示第1981号	福岡県告示第53号